

佐賀県告示第 492 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 30 年 12 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

佐賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画下水道事業 佐賀市公共下水道（佐賀地区、大和地区、諸富地区及び川副地区）

3 事業施行期間

(1) 佐賀地区

昭和 47 年 3 月 8 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(2) 大和地区

平成 13 年 1 月 17 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(3) 諸富地区

平成 14 年 3 月 13 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(4) 川副地区

平成 10 年 11 月 11 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 佐賀地区

ア 収用の部分

昭和 61 年佐賀県告示第 511 号、平成 6 年佐賀県告示第 184 号、平成 6 年佐賀県告示第 777 号及び平成 9 年佐賀県告示第 387 号の事業地に佐賀市高木瀬町大字東高木を加える。

イ 使用の部分  
変更なし

(2) 大和地区

ア 収用の部分  
変更なし

イ 使用の部分  
変更なし

(3) 諸富地区

ア 収用の部分  
変更なし

イ 使用の部分  
変更なし

(4) 川副地区

ア 収用の部分  
変更なし

イ 使用の部分  
変更なし